大阪狭山市監査委員告示第２号

地方自治法第１９９条第１２項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成３１年(2019年) １月２４日

大阪狭山市監査委員
北　井　末　廣
小　原　一　浩

１　通知を行った者
大阪狭山市長　古　川　照　人

２　通知を受けた日
平成３１年1月１７日

３　監査結果に関する報告及び監査の対象等
平成３０年１２月２６日付け大狭監第２０７１号　定期監査の結果報告について
政策推進部人事グループ

４　指摘事項等に対する措置状況
別紙（写）のとおり

受付
第2001号
31.1.17
大阪狭山市
監査委員

写

大狭法第2号
平成31年(2019年)1月17日

大阪狭山市監査委員
北井末廣様
小原一浩様

大阪狭山市長　古川照人

定期監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

平成30年12月26日付け大狭監第2071号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

監査指摘事項等に対する措置状況

【政策推進部人事グループ】

契約に係る事務処理において、情報公開条例に基づき、部分開示の取扱いを遵守し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。